第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について
平成 17 年 6 月 28 日

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チームメンバー

(平成 17 年 6 月 28 日現在)

座 長 小野 尚 金融庁監督局保険課長

座長代理 天谷 知子 金融庁監督局保険課審査室長

メンバー 安達 良喜 明治安田生命保険相互会社企画部調査グループ課長

伊藤 和平 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部次長

植村 信保 株式会社格付投資情報センター シニアアナリスト

黒滝 学治 株式会社損害保険ジャパン

個人商品業務部傷害医療グループグループリーダー

清水 博 日本生命保険相互会社商品開発部長

髙田 久資 第一生命保険相互会社主計部数理課長

長舟 貴洋 東京海上日動火災保険株式会社経理部参事

鍋井 勝 エイアイユー・インシュアランス・カンパニー

A&Hライン数理相当アシスタントバイスプレジデント

橋上 徹 新日本監査法人公認会計士

深尾 光洋 慶應義塾大学商学部教授

山田 剛 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス

商品数理部数理グループ課長

坂本 忠弘 金融庁監督局保険課課長補佐

五十里 篤 金融庁監督局保険課課長補佐

渡邊 学 金融庁監督局保険課課長補佐

椋 正寛 金融庁監督局保険課保険計理官

中林 慎治 金融庁監督局保険課保険計理官

中村 博光 金融庁監督局保険課保険数理専門官

事務局 金融庁監督局保険課

検討状況

- 第1回 平成17年2月24日 今後の進め方、検討項目等
- 第 2 回 平成 17 年 3 月 9 日 生命保険からみた第三分野の現状と課題(レポート)
- 第3回 平成17年3月23日 損害保険からみた第三分野の現状と課題(レポート)
- 第 4 回 平成 17 年 3 月 30 日 アクチュアリー、会計監査人からみた第三分野の現状と課題(レポート)
- 第 5 回 平成 17 年 4 月 13 日 第三分野の収益・リスク、責任準備金積立ルールの在り方(レポート)
- 第 6 回 平成 17 年 4 月 27 日 これまでの意見を踏まえた論点の整理
- 第 7 回 平成 17 年 5 月 11 日 標準発生率、データ整備、再保険について
- 第8回 平成17年5月18日 標準責任準備金、危険準備金、事後検証時の対応等について
- 第9回 平成17年5月25日 標準責任準備金、危険準備金、事後検証時の対応等について
- 第 10 回 平成 17 年 6 月 1 日 標準発生率、データの在り方、商品開発時及び事後検証時の対応等について
- 第 11 回 平成 17 年 6 月 8 日 保険料率の可変性、保険料積立金、危険準備金の在り方等について
- 第 12 回 平成 17 年 6 月 22 日 報告書(案)について
- 第 13 回 平成 17 年 6 月 28 日 報告書(案)について

目 次

は	じめに		1
1.	問題	の所在	2
2.	内部	リスク管理態勢整備の重要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	商品	設計時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)	商品開発態勢の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)	募集上の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3)	保険料率の可変性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4)	保険料積立金の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(5)	危険準備金の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(6)	再保険を利用する場合の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(7)	基礎率変更権についての考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(8)	商品審査上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4. 事後検証時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	(1)	保険会社のモニタリングの在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2)	通常の予測の範囲内のリスクへの対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(3)	通常の予測を超えるリスクへの対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(4)	ソルベンシー・マージン基準のリスク量の設定水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(5)	当局としてのオフサイトモニタリングの在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(6)	再保険の適切性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(7)	基礎率変更権行使に至る手続きの適正性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(8)	開示の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(9)	既存の第三分野保険商品への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5.	保険	計理人の機能強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6.	今後	の課題	14
	(1)	データの整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(2)	標準発生率・参考純率等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
お	わりに		16

はじめに

少子高齢化社会が進行するなかで、これまで死亡保障中心であった保険 契約者のニーズが医療や介護といった生存保障へ変化していることに伴い、 保険会社の収益構造にも変化がみられる。

このため、医療や介護といったいわゆる第三分野の保険商品について、適切なリスク管理の下で適時適切に保険金等が支払われるよう責任準備金の積立ルールや事後検証ルール等を整備し、保険会社における財務の健全性の確保を図っていくことが必要と考えられる。このようなルール整備の必要性については、昨年12月に金融庁より公表した金融改革プログラムにおいても、取り組むべき項目の一つとして掲げられているところである。

本年2月より13回にわたり、アクチュアリー、公認会計士、有識者、生損保業界の実務者等のメンバーからなる検討チームにおいて、第三分野の責任準備金積立ルール及び事後検証の在り方等について検討を重ねてきた。本報告書は、その検討結果をとりまとめたものである。

1. 問題の所在

わが国の第三分野保険商品は、終身保障タイプのものが多く、保険引受期間が長期にわたるという特徴がある。すなわち、保険会社は、第三分野に係る保険契約を締結すると、長期間にわたりリスクを負い、そのリスクに対応する支払財源を積み立てる義務が生ずることになる。

既契約の医療保険商品については、入院日数が短期化のトレンドを示してきたこと、一定の解約により利益が発生するケースも存在すること、医療保険は定額給付が多いのでインフレによる影響が限定的であること、等からそれほどリスクは大きくないという見方がある。

しかしながら、高度検診によって疾病の早期発見・早期回復が可能なこと や特定の疾病によっては長期間でみると受療率が何倍にも上昇したことから、 リスクの変動が大きいという指摘もある。いずれにせよ、第三分野自体が今後 の医療政策・介護政策に大きく左右されるため、過去のトレンドからは予測困 難な不確実性を孕んでいるという見方が大勢を占めている。

また、更新型の保険商品の場合、健康な人は割安な他の保険商品へ転換し、健康でない人がこれまでの保険契約を継続するという、いわゆるリスク濃縮の問題や、保険契約者が契約上の支払限度日数まで入院期間を延ばすといった問題が生ずる可能性も指摘されている。

このような外的要因や当初の想定を超えた保険契約者の行動により、当初の想定より保険金等の支払が増加することによる影響については、現在、各保険会社において、モニタリングの実施等により事後的に検証されているが、その検証方法や検証後の対応等についての適切性やそのあるべき姿はこれまで具体的な議論がなされてきていない。1

このため、上記のような影響が生じた場合にも十分に備えられるために、保 険引受期間が長期にわたるという第三分野の特性に鑑みた、入院率や要介

¹ このようなリスクに対しては、各保険会社において、標準責任準備金による積立と発生率の事後的な検証により対応しているが、標準責任準備金の計算基礎の1つである発生率やその検証方法、検証後の対応については、各社の判断に委ねられているのが現状である。一方、危険準備金については、リスク係数が一律・機械的に定められているため、各商品のリスクが危険準備金に適切に反映されていないという問題もある。

護発生率のような発生率の注意深い観察など適切なリスク管理の方法や将来確実に保険給付を支払うための責任準備金等の積立ルールを定めることが必要と考えられる。

2. 内部リスク管理態勢整備の重要性

第三分野保険商品に係るリスク管理については、商品開発時から支払時までに発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、商品種類によって内在するリスクが異なり、保険事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、商品種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析していく必要がある。

その結果、例えば、終身医療保険の場合は、①販売制限、追加責任準備金の積立、②価格改定、③基礎率変更条項の発動、資本の取崩、など経営政策の変更を余儀なくされることもあり得る。

したがって、適切なリスク管理を実施し、その結果を随時経営陣へ報告する、 そして報告を受けた経営陣はそれに基づき適切な経営政策を意思決定する というシステムを整備することが重要である。つまり、経営陣を含めた内部統制 の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っていくことが必要と考えられ る。

また、併せて、必要に応じ社外アクチュアリーを活用することも含め、会計監査人による外部監査の一層の強化を図ることが必要である。

3. 商品設計時の対応

(1) 商品開発態勢の在り方

第三分野保険商品については、前述のように保険会社にとって長期にわたりリスクを負うものであり、過去のトレンドからは予測困難な不確実性を孕ん

でいるものである。したがって商品開発に当たっては、過去のデータや将来のマーケットの状況、募集・引受体制、既存商品における事後検証の結果等を踏まえて開発を行っていくべきと考えられることから、保険会社内における適切な経営管理の下で、十分な分析力の確保と関係各部署との連携強化が求められる。

(2) 募集上の対応

第三分野においては、Web サイト、ダイレクトメール、新聞、広告といった 媒体、代理店によるコンサルティング等様々なチャネルを通じ、日常的に募 集が行われ、消費者ニーズが掘り起こされている。このため、こういった募集 を通して保険会社が負うこととなる引受リスクをどのように考え、評価していく かが課題である。²

こういった募集形態の相違によるリスクについては、そのリスクを適切に評価することにより、厳格なリスク管理を行っていくことが重要である。

なお、損害保険会社では、代理店が直接危険選択を行い、保険契約を締結することによるリスクがある。これについては、例えば、代理店の判断が入らないように、本社が一定の様式やマニュアル等による標準化を行い、危険選択の判断が必要な場合は本社で判断するというシステムを設けることで対応が可能と考えられる。

(3) 保険料率の可変性

第三分野のような長期的に不確実性を有する保険契約に対しては、①あらかじめ1年ないし数年といった比較的短期間で保険料率を設定し直すタイプ、②契約上、保険料率の事後的な引上げルールを定めており、予想外の事態が起きたときに保険料率を見直すタイプといった、可変性(リニューアブルタイプ)のものが適当ではないかという考え方がある。

² 保険商品の販売チャネルが多様化することに伴い、保険募集時に、適切に消費者に説明が行われているか等、法令等遵守態勢の一層の整備・改善が求められることは言うまでもない。

これについては、例えば、保険契約者へ保険料率の可変性の周知徹底が十分に図られるかという問題、保険料の引上げに伴って健康な人が解約し、リスクの高い者のみが保険契約を継続し続けるといういわゆるリスクの濃縮問題、このリスク濃縮が保険料の引上げ幅を拡大させ、さらなる健康な人の解約を生じ、その結果としてさらにリスクが濃縮するというクローズドブロック問題、安い保険料で契約を締結し、後で保険料を大幅に引き上げるというモラルハザードの問題等が指摘されている。

このような問題に対しては、リニューアブルタイプの保険商品と言っても、例えば、保険料を見直す場合に一定の上限を設けることにより、リスク濃縮やモラルハザードを一定程度抑制することが可能であり、また、上限を設けることによる不足財源はそのリスクに備えたもの、例えば、危険準備金の取崩しによって対応することも考えられる。

いずれにせよ、リニューアブルタイプの保険商品は、将来的には第三分野保険商品の財務の健全化に向けた一つの選択肢となり得るものと考えられるが、リニューアブルタイプであるがゆえに生ずる問題については、さらに検討していく必要がある。

(4) 保険料積立金の在り方

保険料積立金(損保会社においては「普通責任準備金」。以下同じ。)の 在り方を考える場合に最も基本となるのは、この保険料積立金がどのような リスクをどの程度カバーするかということである。

平成8年の保険業法改正において導入された標準責任準備金制度では、いわゆる第一分野保険商品に関し、標準利率と標準死亡率が設定され、保険料の設定に関わらず、一定の保険料積立金を積み立てるという健全性確保の枠組みが出来ている。第三分野についても、同等な標準発生率を設定し、これに基づき保険料積立金を積み立てるという考え方が第一分野と整合的であるという意見があった。

しかしながら、第三分野保険商品については、保障内容やリスクの範囲が 多岐にわたることから、標準死亡率のような統一的な発生率を設けることに ついては、現段階においてその適切性や可能性を判断することはできない。 このため、標準化の適切性や可能性については、今後さらに検討していく必要があると考えられることから、引き続き、標準発生率を使用しない標準責任準備金制度を前提に、後述の負債十分性テストを実施することにより十分な積立水準を確保していくことが適当である。3

(5) 危険準備金の在り方

保険料積立金と同様、危険準備金(損保会社においては「異常危険準備金」。以下同じ。)の在り方を考える場合に最も基本となるのは、この危険準備金が保険料積立金と合わせて、どのようなリスクをどの程度カバーするかということである。

第三分野保険商品には、過去のトレンドから予測可能なリスク(以下「リスクA」という。)と将来を予測できない外的要因によるリスク(以下「リスクB」という。)が存在する。このうちリスクAについては、これまで第一分野で議論されてきた危険論の考え方に基づき、保険料積立金と合わせて一定のリスクバッファーを見込むことが可能であるが、リスクBについては、過去のトレンドに基づかないために定量化が困難である。このため、リスクAについては保険料積立金と合わせて、例えば予測時点における99%程度のリスクをカバーする方法、リスクBについては一定程度のリスクバッファー(当初は例えば現行の生保の危険準備金と同程度とし、その後の環境変化に応じ見直す。)を見込む方法も考えられる。また、これらのリスクに応じた積立や通常の予測を超えた支払による取崩が適切に行われるために、厳格なルール整備が必要と考えられる。

一方、例えば、収支残のうち一定の利益を超える部分については契約満了まで負債認識し、契約満了時に利益認識することで、異常なリスクが発生した場合でも対応できるようにすべきという意見もあった。この具体策としては、保険料積立金に対する正常利潤率を超える利益を全て危険準備金

³ 第三分野保険商品において使用する死亡率については、被保険者集団の特性や生存保 障性を考慮したものとする必要がある。

また、第三分野において多くみられる事故報告が遅れるケースについて、IBNRを適切に 見込む必要がある。

に積み立てるという方法が考えられる。

なお、生保業界と損保業界で取り扱っている商品について、危険準備金の積立方法が異なっているが、第三分野においては、両者の間に保障内容の実質上の相違が見られないことから、現行の異なる取扱いについては、極力統一すべきである。⁴

(6) 再保険を利用する場合の留意点

再保険の利用は、将来の不確実性に対し、リスクトランスファーが可能という点において有効な手段の一つである。しかしながら、第三分野保険商品、特に医療保険のように将来のリスクを見積もることが難しいものについては、再保険は限られたマーケットに過ぎず、再保険会社が受けられる医療保険は、ビジネスベースで、せいぜい3~5年の保険期間が限界という指摘もある。したがって、再保険を利用する場合には、このような現状を十分に認識しておかなければならない。

また、再保険を利用する場合、出再先の独立性や格付け等にも留意が必要である。

いずれにせよ、再保険を利用する際に留意すべきことは、再保険会社へのリスクトランスファーが確実になされ、リスクが遮断されていることであり、そのリスクトランスファーやリスク遮断が適切に開示されていることと考えられる。

(7) 基礎率変更権についての考え方

基礎率変更権とは、保険事故が当初の想定を超えて発生し、かつ、その 状況が今後も継続することが予想されることにより、当初想定していた保険 料の計算基礎率では保険給付を賄うことが困難となった場合または困難と なる蓋然性が非常に高い場合に、その基礎率を変更する権利のことをいう。

⁴ なお、保険料積立金についても若干の相違がみられることから、その取扱いについては極力統一すべきと考えられる。

基礎率変更権の行使により保険契約者に保険料の引上げを求める可能性もあれば、基礎率変更権を行使せず経営の効率化等を進め、保険契約者に負担増を求めないこともある。5

基礎率変更権の行使基準については、商品開発時に明確化し、募集の段階で保険契約者に対し周知徹底を図るとともに、発生率の状況や保険料見直しの可否についても定期的に開示することが重要である。すなわち、保険契約者が、あらかじめ基礎率変更条項を認識し、いかなる場合に基礎率変更権が行使され、その結果として保険料がどの程度変更となるのか、といったいわゆるトリガー条項を十分に理解していれば、外的要因による将来の不確実性への対応として基礎率変更権を行使し、財務の健全性を図ることには一定の有効性があると考えられる。なお、現状においては、基礎率変更権を付した契約であっても、その行使基準が不明確であり、現実に行使をするのは困難であるとの見方が多い。上記のような対応は、真に必要な場合に、基礎率変更権の行使を容易にすると考えられるが、一方で、そのような対応が図られたとしても、基礎率変更権の有効性については疑問という意見もあった。

また、基礎率変更権行使の効果として保険料を引き上げる場合、引上げ幅を抑制するために、トリガーポイントに達した場合の基礎率変更割合に一定の上限を設けることも考えられる。ただし、この場合には、引上げ幅抑制による不足財源を危険準備金の取崩し等により補填されることが必要である。逆に、基礎率変更割合には上限を設けず、危険準備金の取崩しによって、保険料引上げ幅を抑制するという考え方もある。いずれにせよ、基礎率変更権のトリガーポイントの内容については、個々の保険商品に応じ、各保険会社が設定すべきである。

このように、保険契約の当事者双方が了解の上での基礎率変更権を設定するほかに、例えば、保険料水準を高めに設定し、将来の不確実性に対し一定のリスク軽減を図るとともに、有配当とすることによって、保険契約者

⁵ 基礎率変更権は、あらかじめ約款上定めている条項であり、保険業法で定められていると ころの「保険業の継続が困難となる蓋然性のある場合」に行う契約条件の変更とは異なるも のである。

に事後的に還元していく仕組みも考えられる。

なお、公的医療保険制度の見直しや疾病構造の予想外の変化等により、 保険料の見直しがあり得る旨の表示や、実際の発生率と予定発生率との乖離状況の開示など、保険契約者に分かりやすい表示への取組み等の対応が保険会社には求められる。

(8) 商品審査上の留意点

既に述べたように、第三分野商品は長期的に不確実性を孕んでいる一方、保障内容やリスクの範囲が多岐にわたるため、統一的な発生率やリスクマージンについて、現段階においてその適切性や可能性を判断することはできない。

このため、監督当局の商品審査においては、各商品がそれぞれに内在するリスクに応じ、保険契約者が不利益を被らない範囲で、将来の不確実性に対しリスク軽減を図るための手段を保険会社が備えているかという観点が重要である。具体的には、上述の各事項、とりわけ保険料率の可変性、保険料積立金の在り方、危険準備金の在り方、基礎率変更権についての考え方、の内容に十分留意して審査を行う必要がある。

4. 事後検証時の対応

(1) 保険会社のモニタリングの在り方

将来の不確実性に備え、発生率の変化をできる限り早期に把握し、速やかな対応を図るとの観点から、保険会社は発生率の変動要因について定期的にモニタリングしていくべきである。保険商品によって内在するリスクが異なることから、自ずとモニタリングの方法も異なってくると考えられるが、少なくとも商品区分ごとに発生率の変動要因を分析・検証し、悪化の場合にはその原因の特定が可能なシステム整備が必要と考えられる。

また、発生率が悪化した場合には、一定の基準の下で商品を見直す仕

組み、例えば、販売停止や基礎率の見直し等のルール化について考えてい く必要がある。

なお、今後、後述のデータ整備が行われていく過程で、そのようなデータ をモニタリングに活用していくことも検討していく必要がある。

(2) 通常の予測の範囲内のリスクへの対応

第三分野においては、通常の予測の範囲内のリスクに対応するために保 険料積立金(負債)が十分に積み立てられているかどうか、また将来的に積 み立てることが可能かどうかを事後的に検証していくことが必要である。

この検証、すなわち負債十分性の検証を行うにあたり、将来の不確実性をどのように反映させるのかが課題となる。第三分野における不確実性は、各種発生率の動向如何に関わらず、将来において大きく変化することも考えられる。

このため、保険料積立金の負債十分性を検証するにあたり、将来の不確実性をリスクマージンとして負債に織り込むことには一定の合理性がある。したがって、保険料積立金又は危険準備金でそれぞれカバーすべきリスクの範囲を明確にした上で、将来の不確実性に対して、リスクマージンが十分かどうかをテストする負債十分性テストを保険料積立金に実施することが必要である。

また、リスクマージンを設定するにあたり、全社統一的なものを設定するか、 それとも各社個別の実績等に基づいた独自のものを設定するかによって、 結果が異なってくる可能性がある。これについては、保険料率が低い商品は 将来のリスクを低めに想定していることが多く、各社独自にリスクマージンを 見込んでしまうと、負債の十分性が適切に検証できないという考え方もある。

しかしながら、本来、商品に内在するリスクは商品ごとに異なることから、 適切なリスク管理を行い、各社においてリスクに応じたリスクマージンを合理 的に見込むことが望ましい。なお、この場合においては、見込んだリスクマー ジンの合理性についての開示が必要である。 負債十分性テストの結果については、保険会社内での十分な分析・検証 が必要であり、また、監督当局としてもその結果の報告を受け、商品認可時 の発生率との乖離等について十分な検証を行う必要がある。

(3) 通常の予測を超えるリスクへの対応

通常の予測を超えるリスクに対応するため、危険準備金をどの程度積み立てておくべきかについて、事後的に検証していくことが必要である。

将来の不確実性については、事前に危険準備金の積立基準を設定するだけでは十分ではない。第三分野における将来の不確実性には、当初の予測から徐々に乖離していくものもあれば、過去のトレンドと関係なく不連続に乖離するものもあるが、いずれも当初の予測から乖離することが問題であり、事前対応では対応できていない部分である。

この不確実性への対応方法として、発生率にストレスを掛けるテストを実施することが必要であり、例えば、一定の目標(例えば10~20年後)を置き、それまでの間の不確実性を発生率の変動に置き換え、発生率に一定のストレスを掛けて、そこで生ずる未積立部分を追加で積み立てるという方法が考えられる。

このとき課題となるストレスの掛け方については、例えば、目標として置いた時点で想定されるリスクに対して、概ね99%程度をカバーするストレスを発生率に掛ける方法が考えられる。また、今後、医療保険制度改革などの外的要因が発生したときに保険商品が受ける影響を分析・評価し、その影響をもとにストレスの掛け方を決めるという考え方もある。

(4) ソルベンシー・マージン基準のリスク量の設定水準

第三分野について、ソルベンシー・マージン基準でカバーすべきリスクは、 前述の危険準備金の積立要因であるリスクAとリスクBが適当と考えられ る。

ソルベンシー・マージン基準のリスク相当額は、今後1年間に発生するリスクを評価するという観点からは、リスクA及びリスクBについて見込まれる

今後1年間の発生リスクに基づいて評価することが適当ではないかと考えられる。

なお、ソルベンシー・マージン比率の算出基準については、金融改革プログラムにおいて、今後、金融市場実勢に合わせたものとするよう検討がなされることとなっており、この中で引き続き検討が行われることが必要と考えられる。

(5) 当局としてのオフサイトモニタリングの在り方

第三分野保険商品については、その商品の性格上、将来の不確実性が高いことに鑑み、監督当局としても、商品別に契約動向や収益率、発生率等の事項について、定期的にモニタリングしていくことが必要である。

また、このようなモニタリングの結果は、前述の保険会社における事後検証の結果と併せ、監督当局が保険会社に対し適切な対応を求めていく上での基礎となるものである。

(6) 再保険の適切性の確保

第三分野に係る再保険については、一般的に限られたマーケットであると言われている。しかしながら、再保険の有効性が否定されているわけではなく、むしろ再保険会社へのリスクトランスファーが確実に行われて、リスクの遮断がなされ、さらに移転されたリスクが適切に管理された上で開示がなされていれば、その有効性を否定すべきものではない。

つまり、再保険の適切性は、出再後において、移転されたリスクが適切に 管理されていることとその開示がなされていること、さらにその状況を当局が 監督していることをもって確保されるものと考えられる。

(7) 基礎率変更権行使に至る手続きの適正性

基礎率変更権を行使するにあたっては、その行使が保険契約者の生活設計に対し大きな影響を及ぼす可能性があることから、保険会社は、基礎

率変更条項や保険料が変更となるトリガー条項について、保険契約者に対しあらかじめ十分な説明を行っておくとともに、発生率の状況やトリガー条項への該当の可否についても定期的に開示することにより、行使基準の適正性を確保していく必要がある。

例えば、基礎率変更条項については、具体的な発動基準とそのときの対応策等について、消費者にわかりやすく示すことが重要である。

(8) 開示の在り方

消費者利便の向上、消費者保護の充実という観点のみならず、市場規律をより機能させるために、保険会社は、保険商品の収支状況や基礎率変更条項、負債十分性テストの実施状況等を開示していく必要がある。

(9) 既存の第三分野保険商品への対応

既に販売されている第三分野の保険商品についても、財務の健全性が確保され、適時適切に保険金等が支払われるようにするために、基本的に、上記「2. 内部リスク管理態勢整備の重要性」及び「4. 事後検証時の対応」の考え方が適用されるべきである。

5. 保険計理人の機能強化

保険計理人については、前述のように、保険料積立金に係る負債十分性の確認や個々のリスクに応じた適切な危険準備金の積立のほかに、外的要因に起因する将来の不確実性に対するモニタリングやその結果の分析・検証が求められることから、これらの事項に対する役割・権限を明確化する必要がある。

特に、第三分野については、他の分野と比べ、標準発生率等が定められて おらず、また、将来の不確実性がより大きく見込まれることから、例えば、保険 料や責任準備金の算出方法等の適切性、負債十分性の確認や危険準備金 の積立等の事後検証等について、当局への保険計理人の意見書の提出を義 務付けることが適当と考えられる。この意見書は、当局が商品審査を行う上で、また、保険会社に対し適切な対応をとることを求めていく上で、活用されるものと考える。

6. 今後の課題

(1) データの整備

第三分野は商品内容が多種多様であることから、各保険会社が保有するデータを統一的に収集・蓄積し、一定の加工作業を経て、その結果を各保険会社へフィードバックできる仕組みが必要との意見が大勢を占めた。

その際、各保険会社のデータは、各保険商品の引受基準に基づいたものであり、その引受基準によってはある程度ばらつく可能性がある。

このため、収集・蓄積したデータの十分性を担保する観点から、公的なデータの収集・蓄積も併せて行い、クロスチェックをかけていくことも必要ではないかと考えられる。

データ整備の主体については、データという各保険会社にとって秘匿性の高い、重要な財産を取り扱うという点で、特定の保険会社に属するというのではなく、中立的な立場が求められる一方、第三分野特有の保険期間の長期性にも対応できるだけのノウハウを備えていることが求められる。その意味において、処理体制が整っている損害保険料率算出機構や長期リスクの取扱いに精通する日本アクチュアリー会といった既存組織の活用が考えられる。また、生命保険協会及び日本損害保険協会による共同作業や新たに第三者機関を設けるという方法も考えられる。

いずれにせよ、この点に関しては、今後関係者間で早急に検討が行われる必要がある。

(2) 標準発生率·参考純率等の整備

第三分野における発生率の標準化や参考純率化については、第三分野

の保険商品が多様化していてもコアになる部分(疾病入院、災害入院、手術、がん)はスタンダード化が可能と考えられることから、標準責任準備金制度の枠組みの中で標準発生率を作成し第三分野に適用することを目指すべきという意見もあった。

このようなスタンダード化については、第三分野の多様な商品に対応し、 将来の不確実性を的確に織り込まれたものでなければならないが、現時点 では、この検証が十分に行われているとは言えないため、適切かつ十分な 事後検証の下で財務の健全性を確保していくべきという判断に至った。

このため、当面はまずデータ整備に注力し、将来的課題として、標準発生 率や参考純率の適否を検討していくべきではないかと考えられる。

なお、消費者が保険商品を選択する判断材料として何らかのスタンダードが必要という意見もあった。そのようなスタンダードについては、別途、一般データ等から作成し、公表することも視野に入れて検討していくべきである。

おわりに

長期的に不確実性を有する第三分野においては、この不確実性を的確に 反映した積立ルールや事後検証等の整備が必要である。

これについては、将来的には、標準発生率や参考純率のようなスタンダード 化を視野に入れて検討を進めていく必要があるが、当面は、上述のようなデータ整備等の問題に鑑み、①適時・的確な事後検証等による保険料積立金の必要な積立額の確保、②ストレステストによる危険準備金の十分な積立水準の確認、③このような検証の実施状況等の開示、④当局における定期的なオフサイトモニタリングの実施、等の施策を厳格に行うことにより対応していくべきと考えられる。

このような対応により、保険会社の財務の健全性が確保され、契約者保護を確実にすることができるものと考えられる。